

医療機関管理者 様

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

### 濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等について（一部変更）

日頃より、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に係る対応に御尽力をいただくとともに、本市の保健医療行政の推進に特段の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、濃厚接触者となった方の隔離期間については、令和 4 年（2022 年）1 月 21 日付け札幌医第 65821 号「濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等について（一部変更）」にて通知させていただいたところです。

しかしながら、今般の国の事務連絡の変更を受け、下記のとおり一部変更することといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 濃厚接触者となった医療従事者の隔離期間等の取扱い（変更箇所は下線部分）  
無症状の医療従事者については、以下のとおりとし、検査については、事業者の負担（自費検査）で行うものとする。  
また、下記のいずれの場合であっても、10 日間が経過するまでは、検温等の健康状態を確認する等の感染対策を行うこと。
  - (1) 最終接触日を 0 日目とし、4 日目および 5 日目の陰性確認により隔離の解除を可能とする。
  - (2) 各医療機関の感染管理担当医師がこれ以上の隔離日数が必要と判断した場合はその判断による。
  - (3) 3 回目のワクチン接種を終えたものは、本取り扱いとは別に、毎日の陰性確認により従事して差し支えない。
- 2 検査方法  
抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）により行うものとするが、核酸検出検査又は抗原定量検査キットによる確認も可能。
- 3 参考資料
  - (1) 「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応 について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡令和 4 年 1 月 19 日一部改正）
  - (2) 「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応 について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡令和 4 年 1 月 28 日一部改正）

※以下の厚生労働省ホームページにも掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00332.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html)

担当：札幌市保健福祉局保健所医療政策課  
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19  
E-mail:iryouseisaku@city.sapporo.jp  
TEL 011-622-5162/FAX 011-622-5168